

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月20日

京都市人事委員会委員長 松井 珍男子

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に，「第5条第3項」を「第4条第3項」に，「第10条」を「第9条」に，「条例第11条」を「条例第10条」に，「第12条」を「第11条」に改める。

第2条の見出し中「，休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改め，同条第2項中「及び条例第4条に規定する休息时间」を削り，同条第3項本文中「，休憩時間又は休息时间」を「又は休憩時間」に改め，同項ただし書中「40時間」を「38時間45分」に，「16時から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め，「とし，休息时间については，実勤務時間4時間につき15分」を削る。

第3条本文中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第4条第1項本文中「第5条第4項」を「第4条第4項」に改める。

第5条第1項及び第2項中「第7条第2項本文」を「第6条第2項本文」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第8条第1項第4号」を「第7条第1項第4号」に改め，同条第4項各号列記以外の部分中「第8条第1項第5号」

を「第7条第1項第5号」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第7条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改める。

第8条第3項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第9条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第2項中「及び休息时间」及び「及び第4条」を削る。

第10条第1項中「、休息时间」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年10月17日京都市条例第15号)附則第2項に規定する人事委員会規則で定める職員は、同条例による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第2項の規定により別に休日を定められた職員のほか、この規則による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則(以下「改正後の規則」という。)第2条第3項の規定により勤務時間又は休憩時間について特別の定めをされた職員のうちから、任命権者が定める。
- 3 改正後の規則第9条及び第10条の規定にかかわらず、非常勤職員及び臨時的任用職員のうち、常勤職員との均衡を考慮して任命権者が定める者の休息时间については、当分の間、なお従前の例による。

(人事委員会事務局調査課)